

神戸港における国際トランシップ貨物誘致事業 補助金交付要綱

令和7年4月1日 港湾局長決定

令和8年4月1日 改正

この要綱は、「神戸港における国際トランシップ貨物誘致事業」（以下「本事業」という。）に係る補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港における国際トランシップ貨物の誘致を促進することにより、神戸港の港勢拡大を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本事業の対象となる者は、外航コンテナ船社又はその日本代理店とする。

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、外国港から外国港への実入りコンテナの輸送について、神戸港を積替え地（国際トランシップ港）として利用するものとする。なお、仕出し港及び仕向け港はアジア域内に限る。

2 補助金の交付を受けるに当たっては、第5条に定める補助対象期間中に、前項に規定する実入りコンテナの輸送を300TEU以上行うことを要する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1TEU当たり10,000円とし、1事業者当たり3,000万円を限度とする。

2 補助金の額は、提出された月報により確認した実績TEU数に10,000円を乗じて得た額（以下「算出額」という。）と前項の限度額を比較し、いずれか低い額とする。

3 算出額の総額が本事業に係る当該年度の予算額を超えるときは、算出額の割合に応じて予算額を按分し、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。この場合においても、第1項の限度額と按分額とを比較し、いずれか低い額とする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとし、神戸港での積み替え前（輸入側）の船舶入港日は当該年度の4月1日以降、積み替え後（輸出側）の船舶入港

日は翌年2月末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2月分の月報（第7条第2項）については、提出期限時点（2月末日）で確定しており、当該月報に記載された実績に限り、補助対象とする。
- 3 第6条に定めるエントリーシートの提出前に入港した船舶におけるコンテナ積替えは対象に含めない。ただし、当該年度の6月末日までにエントリーシートの提出があった場合は、当該年度の4月1日以降に入港した船舶におけるコンテナ積替えを対象とすることができる。

（エントリーシートの提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金エントリーシート（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（月報の提出）

第7条 前条のエントリーシートを提出した者は、補助事業の遂行の状況に関する月次報告（以下「月報」という。）として、コンテナ明細（様式第7号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を対象月の翌月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、2月分の月報は2月末日までに提出しなければならない。
- 3 市長は、月報の内容を審査するため、補助対象となる実入りコンテナに係る神戸港での積み替えが確認できる書類の提出を、補助事業者に求めるものとする。
- 4 申請予定者は、前項の資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

（交付予定額の通知）

第8条 市長は、前条により提出された月報を審査したうえで、第4条の規定に基づき算定した額を交付予定額として通知するものとする。

（交付申請）

第9条 前条の通知を受けて補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき、市長が指定する期日までに補助金交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書類の内容を審査し、補助金規則第6条に基づき補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の通知を行った申請者（以下「補助事業者」という。）に、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保存)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施に係る関係書類を、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。